

# 1. 都市行財政制度の改善について

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)の国会提出に伴い、基礎自治体への権限移譲がさらに一步進むものと考えているが、なお一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. 国の「財政運営戦略」における地方の一般財源総額の確保に基づき、総額確保の確実な実行を図るとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講じること。
  - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、税源の偏在性が少ない地方消費税を基本に、国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図ること。
  - (2) 地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、臨時財政対策債によることなく地方交付税総額の安定的確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
  - (3) 地方交付税の算定における財政需要額並びに財政収入額については、都市の実態に即した算定方法の見直しを図ること。
  - (4) 合併後の自治体の実情を的確に把握し、実態に即した普通交付税の算定方法の見直しを行うとともに、見直し時期を明確化すること。
3. 国の財政政策における「マクロ経済政策(フィスカルポリシー)」と、「危機管理政策(国際的にも信用される国債管理)」の両立については、国債等の管理政策として各種指標(国家経済規模・自国通貨建て比率・貸し手国・対外純資産規模など)なども考慮して総合的に議論し、財政信認政策を体系的に構築した上で、国家発展の要請に応えうる裁量的財政政策への出動を計画的・積極的に可能とするよう、総合的な財政パラダイムを構築すること。
4. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とすること。また、公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度の対象範囲の拡大や、公債費負担における対象金利の引き下げなどの改善を行った上で、制度の再開を図ること。
5. 市街化調整区域と市街化区域とでは、農地に対する固定資産税額に大きな差があることから、都市農地を適切に保全するため、市街化区域農地の課税について軽減策を講じること。
6. 地方公共団体における附属機関の設置について、政令により設置が認められている国の規定に準じ、規則・規定等により特別事項を調査・審議する合議制の機関設置が可能となるよう地方自治法を改正すること。

## 2. 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

1. 医療保険制度の改革にあたっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。なお、制度の移行に当たっては、地方の意見が反映できる仕組みとするとともに、十分な準備期間を設け、保険者及び被保険者への速やかな情報提供を行うなど、自治体の負担軽減に十分配慮すること。また、移行までの期間は、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、自治体の新たな負担を伴うことなく都道府県単位での広域化を実現させるとともに、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、財政措置の拡充を図ること。
2. 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。
  - (1) 制度改正にかかる政令改正等の早期周知と電算システムの改修に係る経費等について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
  - (3) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう法整備を図ること。
  - (4) 保険基盤安定（保険者支援）制度の充実・強化を図るとともに、消費税引き上げ時における公費投入については、未実施分を早急に確保したうえで早期に実施すること。また、中低所得者層に対する保険料の負担軽減策を拡充するとともに、保険財政共同安定化事業の事業対象の拡大にあたっては、抛出超過に転じる市町村に対して適切な財政措置を講じること。
  - (5) 特定健診・特定保健指導に係る実施率が指標達成率に満たない場合に実施される、後期高齢者支援金の加算・減算制度を撤廃すること。また、特定健診・保健指導負担金を消費税増税分も含め、実施に見合った基準単価に引き上げること。
  - (6) 高騰する療養費支給の適正化のため、国の主導のもと積極的な不正請求防止等への取り組みを図ること。
3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
  - (1) 後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、保険料を抑制するため、国の責任において十分な財政措置を講じるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置について恒久的な制度とし、その財源はこれまで同様、国において負担すること。また、医療費の地域格差を勘案した保険料率の特例措置の継続を図ること。
  - (2) 後期高齢者医療制度の見直しにあたっては、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう国において万全の対策を講じること。また、新制度の構築に伴うシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じること。
4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって市町村の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに介護保険制度の円滑な運営について必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 介護給付費負担金（施設等給付費 20%・居宅給付費 25%）の別枠で調整交付金（5%）の財源を確保すること。
  - (2) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財源措置を講じること。また、認知症対応型共同生活介護について、低所得者への居住費・食費に対する負担軽減制度の導入を講じるなど、低所得者に対する利用者軽減措置を拡充するとともに、国の責任において、総合的かつ統一的な対策を講じること。
  - (3) 第1号保険料の設定方法について、より公平な保険料設定となるよう現行の世帯概念を用いている賦課方法の見直し等、軽減措置を講じること。
  - (4) 訪問介護における生活援助の時間区分の見直しがなされたが、利用者に必要なサービスが確保で

- きるよう、必要に応じ改善策を講じること。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬単価の見直しを行うこと。
- (5) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場においては、慢性的な職員不足が続いていることから、介護職員の待遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。
  - (6) 住所地特例の適用範囲を拡大し、すべてのサービス付き高齢者向き住宅に住所地特例を適用すること。
  - (7) 新しい総合事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）について、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じるとともに、実施時期については各自治体の状況を勘案したものとすること。また、同改正に伴う低所得者の施設利用の居住費を補填する「補足給付」の見直しに係る所得の把握については、資産調査権限を法制化するなど公平性の確保を行うこと。
  - (8) 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、国の責任において当該システムの中核を担う、医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図るとともに、事業構築に対する市町村への財政的支援措置を講じること。また、地域支援事業の上限率については制度見直しに見合ったものとすること。
  - (9) 制度改正にあたっては、十分な準備期間、及び段階的な移行ができるよう経過措置を設けるとともに、改正の内容について市町村との連携を十分に図り、早期に国民や事業者への周知徹底を行うこと。
5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間、国の責任において、財源を確保すること。また、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの接種を定期予防接種として位置付けるとともに、医師の確保をはじめ住所地外での接種に係る制度整備を図るなど、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築すること。
- また、流行している風しんの蔓延防止、妊婦の風しんり患による胎児への影響を防止するため、成人に対する予防接種対策及び財政支援を講じるとともに、今後の感染症発生時における臨時接種の実施基準など、国による適切な初期対応のあり方について明示すること。
6. 妊婦健康診査の公費負担について、引き続き十分な財政措置を講じるとともに、対象治療以外の助成についても検討するなど、制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症について、その検査、治療の保険適用や補助制度の創設等、必要な公的支援措置を講じること。
  7. がん対策の一層の充実を図るため、乳がん・子宮がん、及び前立腺がんも対象に含めた、がん検診推進事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を要望するとともに、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。
  8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費、及びひとり親家庭医療費の無料化制度を創設するとともに、子どもの医療費負担軽減措置の充実と適用範囲の拡大を図ること。
  9. 地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、国において早期に制度化すること。また、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じるとともに、本制度実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。
  10. 小児科、産科や内科、外科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、医師・看護師の確保のため、住宅整備、労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。
  11. 年金受給者の生活安定のため、安心できる国民年金制度を再設計するとともに、早期実施を図ること。

### 3. 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 児童手当などの今後の制度設計にあたっては、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するなどの財政措置を図るとともに、認定請求時及び現況届時における被用者確認や配偶者の所得確認などについて、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取り組みが行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
  - (2) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と障害基礎年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。
  - (3) 父子家庭を母子及び寡婦福祉貸付金の対象に加えるとともに、未婚の母子・父子のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除の適用について制度改正を図るなど、ひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図ること。また、親に代わって児童を養育している少額年金受給世帯には、最低限児童扶養手当基本額までの差額を支給できる制度を構築すること。
  - (4) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブ、一時預かり施設への十分な財政措置を講じること。また、認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う市町村の事務負担の軽減に配慮すること。さらに、安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで特別対策事業の保育士処遇改善臨時特例事業の継続を図ること。児童養護施設等の職員配置基準について、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた水準まで早期に引き上げを図ること。また、幼稚園就園奨励費について、十分な財政措置を講じるとともに、所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
  - (5) 多様化する生徒指導上の問題等にきめ細かく対応するため、また、LD、ADHD等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒を支援するため、教職員等の配置基準、及び小学校2年生35人学級の法制化を図るなど、学級編制基準の見直しについて一層の措置を講じること。また加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置、スクールソーシャルワーカーの配置拡大と活用事業補助金の充実を講じること。
  - (6) 子ども・子育て支援新制度への移行については、十分な準備期間や移行費用の財政措置を講じるなど、円滑な移行に努めること。
2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。
  - (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水准确保を図ること。また、障害者グループホームをはじめとした障害者福祉サービスの基盤整備に係る適正な財政措置を講じるとともに、既存住宅のグループホームへの転用について、建築基準法の運用基準を明確にすること。さらに、事業所の立ち上げ、人材養成、相談支援専門員の拡充をはじめとする相談支援の提供体制の整備などに必要な措置を講じること。
  - (2) 地域生活支援事業の実施について、市町村及び利用者の負担増にならないよう、また、より多様で活発な支援事業とするため、十分な財政措置を講じること。
  - (3) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うこと。また、補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障がい者の実情にあった基準とするとともに、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児補聴器購入について、補装具費の支給

- 制度において対応すること。
- (4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
  - (5) 障害者総合支援法において、施行後3年目を目途として検討することとされている項目について、障がいのある当事者はもとより、事業者や地方自治体の意見が十分に反映されるよう措置を講じること。
  - (6) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るため市町村と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
3. 生活保護制度の抜本改革について、次の通り特段の措置を講じること。
- (1) 国の新たな生活困窮者支援制度の創設にあたっては、対象者が経済的困窮・社会的孤立からの自立を図れるよう、生活保護実施主体の地方の意見を反映したうえで、十分かつ継続的な財政支援を行うこと。特に、地域の雇用就業状況はなお厳しいものがあることから、離職を余儀なくされた方など失業者に就業機会を創出する事業に対し一層の支援を行うこと。
  - (2) 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。
  - (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、生活保護申請者及び受給者における扶養義務責任範囲の強化を図ること。
  - (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有（使用）条件を緩和すること。
4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、運営費補助単価限度額を平成17年度の水準まで回復を図ること。また、国の補助金額は府県の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。
5. 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自治体がすすめる自殺対策事業に対し、継続的かつ十分な財政支援を講じること。また、国・地方を挙げた総合的なセーフティーネットの構築について積極的な検討をすすめること。

## 4. 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
  - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、沿接未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かしたプロジェクトの実施を行うなど、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
  - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進。
  - (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援措置。
  - (4) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう道路整備財源を安定的に確保すること。また、地域の活性化と発展のため、重要な社会基盤であるコミュニティバス（地域巡回バス）や地域鉄道（第三セクター鉄道）を安定的に維持させるため、「地域公共交通確保維持改善事業」における補助要件の撤廃など必要な経営支援及び財政支援を行うこと。
3. 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じること。
  - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により単一市町村となった後も、引き続き都道府県が施設管理を行えるよう制度改正を図ること。
  - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置を拡充すること。
4. 公共下水道の敷設や私道の公道化について、事業の妨げとなる事例について、法整備あるいは特別措置等により事業推進可能となるよう、方策を検討すること。
5. 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化等及び簡易水道事業の上水道への統合について、十分な財政措置及び補助対象事業の条件緩和を図るとともに、水道事業の経営健全化のため、起債の融資条件及び借り換え制度の条件緩和を図ること。
6. 特定多目的ダムの完成後に要する維持管理費と国有資産等所在市町村交付金の分担金について、基本計画の変更により建設事業費が増嵩し、自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担額の軽減を図ること。
7. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
8. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、真に必要な都市基盤整備や災害対策を計画的かつ効率的に実施できるよう、対象事業の拡大を図るとともに十分な財政措置を講じること。

## 5. 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、国及び地方自治体における対策の見直しが求められているなか、東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を一体的に推進するため、一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 日本海側及び太平洋側における地震及び津波に関する被害想定調査を早急を実施するとともに、地域防災計画の見直し、ならびに防災拠点港をはじめとする施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策整備について十分な措置を講じること。
  - (2) 避難施設・防災拠点施設の整備や耐震化、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。
  - (3) 公立学校施設の非構造部材の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図ること。また、公立保育所の耐震化工事や、その他公共施設の耐震化関連事業についても同様に予算を確保すること。一方で、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、公教育を支える立場から必要な財政支援を行うこと。また、耐震診断の実施とその報告が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」についても、円滑な事業実施が可能となるよう一層の財政支援を講じること。
  - (4) 老朽化した井堰の全面改築に伴う財政措置を講じること。また、防潮(波)堤並びに防潮水門の早急な整備等、津波対策の強化を図るための財政措置を講じること。
  - (5) ため池等整備事業や地震災害等による地すべり・急傾斜地崩壊対策にかかる財政措置の拡充を図ること。
  - (6) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する、堰堤築造対策などの砂防事業への財政措置の拡充を図るとともに、土砂災害特別警戒区域外の農地に居宅を建て替える際の農地法の転用許可の緩和、及び不明水対策に係る補助金の制度の創設など、総合的な対策について十分な財政措置を講じること。また、「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和するとともに、「被災者生活再建支援法」の適用基準については、「半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。
  - (7) 緊急防災・減災事業債の予算の増額と永続的な措置と事業メニューの拡充を講じること。
2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 原子力規制委員会による原子力発電所の安全評価については、新規基準を厳格に適用して審査を行い、再稼働については、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し審査内容等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。
  - (2) 「緊急防護措置計画範囲」(UPZ)における住民避難対策、モニタリング体制、通報体制等の整備など、原子力防災対策に最大限の支援措置を講じるとともに、原子力事業者との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うこと。また、原子力発電所に隣接する市町村においても、今後の放射能対策、防災対策には多大な経費が予定されることから、適切な財源対策を講じること。なお、現在、原子力対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ 圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。
  - (3) 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。
  - (4) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、除染処理や研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施すること。また、放射性廃棄物の管理、処分方法の方針を策定し、公表すること。
  - (5) UPZ 圏外であっても、地域防災計画を策定している市町村については、UPZ 圏内に準じた措置を講じること。また PAZ 外における安定ヨウ素剤の具体的かつ現実的な配布体制の確立や服用の要領な

- ど、国が責任を持って対応すること。
3. 電力の安定供給確保、及び再生可能エネルギーの利用拡大など次の事項について特段の措置を講ずること。
- (1) 現下の厳しい電力状況を踏まえ、電力の安定供給確保に向け、国は責任を持って対処すること。
  - (2) 自然エネルギーへの関心が高まる中、太陽光発電の充実を図るなど、地域特性・資源を活用した一般家庭対象の全ての再生可能エネルギーについて、その設備導入に係る補助制度の創設を図ること。また、再生可能エネルギー固定買取制度について、再生可能エネルギーの構築にはその調整に一定の時間・労力を必要とすることから、当該制度の期間や価格設定について配慮を行うとともに、地域の地理的・環境的状况を勘案し、調達価格・調達期間を定めること。さらに、市町村が行う再生可能エネルギー普及促進事業に対し、必要な財政支援を行うこと。
  - (3) バイオマス利活用の推進・普及を図るため、必要な支援及び財政措置を拡充すること。
  - (4) 新たな国内エネルギーとして注目されている、メタンハイドレードの実用化を強力に推進すること。
4. 昨年の台風 18 号を踏まえ、由良川全流域の堤防未整備区間の整備および小規模河川等の内水対策について、早期の対応・支援を行うこと。また、桂川や宇治川・木津川流域およびその他河川においても甚大な被害が生じており、各市が行う生活再建支援や復旧・復興について万全の対策を行うとともに、これら河川の溢水・氾濫防止について、堤防整備・河道掘削などの早期対応・完了を行うこと。

## 6. 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

- 琵琶湖の総合的な保全対策の取り組みに対し、必要な支援を講じるとともに、森林整備の担い手の育成と山村地域への定住を促進するため緑の雇用担い手対策事業の継続と必要な予算を確保するとともに、研修事業だけでなく雇用に対する支援等について、事業の拡充を図ること。
- 地球温暖化並びに地球環境問題への対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
  - 温室効果ガス排出量削減に向けた方向性及び国・地方の役割を、財源も担保した上で具体的に示すこと。
  - 森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能を持つ竹林の整備・活用にかかる支援措置を行うこと。また、国内産木材の利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する財政支援を行うこと。さらに、二酸化炭素排出源等を課税対象とする環境関連税については、市町村に対する新たな税財源とするなど必要な支援を講じること。
  - バイオディーゼル燃料利用車へのメーカー保証措置や燃料供給施設普及のための財政的支援並びに関係法令の見直しによる規制緩和を行い、低公害車等の普及を図るとともに、バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の免税措置を講じること。
  - 新エネルギー・省エネルギー機器の技術開発の促進及び機器導入を促すため、再生可能エネルギー発電設備の設置、及び市町村が行う省エネ改修について十分な財政措置を講じること。
  - エネルギー事業者が市町村に必要なデータを提供するよう指導を行なうこと。
  - 微小粒子状物質（PM2.5）について、実態把握のための監視体制を強化するとともに、自治体が行う測定や成分分析などの費用負担に対する財政措置を図ること。また、精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律で周知・運用できる制度を整備すること。さらに、このような地球環境問題については、国家間の協議のみでなく、自治体が行う他国友好都市などとの連携・協力の取り組みに対しても、必要な支援を行うこと。
- 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みの推進を図ること。
- 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。また、「農地中間管理機構」についても、地域の特性と実情に応じた制度とすること。
- 地方における観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
- 企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地へのアクセス整備や誘致企業への助成等の財政負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 中小零細企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するとともに、円安による輸入原材料等のコスト高に対応するため、金融対策の維持・拡充及び弾力的運用を図ること。また、企業自身の能力や地域資源を活用し、独自の事業発展、強化を目的とした人的・財政的支援を含む包括的な支援制度を創設するとともに、自治体の事業誘致・企業誘致への支援措置の拡充を図ること。また、消費税が今年4月に8%に増税され、また来年10月にはさらに10%に引き上げられることが想定される中、景気対策となるインフラ整備を優先して取り組み、増税後に不況が生じることがないように対策を実施すること。
- 近年深刻化している有害鳥獣による農作物被害について、鳥獣害防止総合対策事業の積極的な活用を図るとともに、引き続き地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。また、有害鳥獣捕獲の担い手確保のため、銃刀法の規制緩和と射撃場の確保を図ること。
- 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加については、様々な産業分野や地域経済へ多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的合意を得た上で慎重に対応すること。中でも、農林漁業の再生のため、農林水産関連施策の

一層の充実を図り、持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

10. 経営所得安定対策等の農業・農村振興にかかる制度の整理統合を図ること。また、「日本型直接支払制度」の創設にあたっては、現行制度からの引き継ぎなどの事務業務について簡素化を図ること。
11. 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に職務上の疎明資料等の添付を義務付けるなどの措置を講じること
12. コンビニ等での住民票等各種証明書交付サービスについて、今後も特別交付税算入措置を継続するなど、引き続き必要な財政支援を図ること。
13. 地域間の情報格差を是正するために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
14. 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。一方で、不適切な残土投棄について、業者のモラル向上と適正な残土処分が実現できるよう、法整備を図ること。
15. 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。特に、高効率ごみ発電施設等の整備については、同交付金の対象となるよう交付基準の緩和を図ること。また、海岸漂着ごみ（台風災害等を含む）の処理及び処理施設整備についても必要な財政措置を講じること。
16. 「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にし、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。また、リサイクル費用が製品価格に上乗せとなるようにするなど必要な検討を行うこと。
17. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本の方針等を策定すること。
18. 地方公共団体における公の施設の管理運営について、現在の指定管理者を指定するものに加え、公共的団体に直接管理運営の委託が可能となるよう、制度の改正を図ること。
19. 市民が安心して消費生活相談ができるよう、自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置を講じること。
20. 地域主体の土地利用を推進するため、土地利用に関する権限の分権化をはじめ、地域の特性に応じた土地利用転換への対応を図ること。
21. 郵便局の業務については、地域拠点としてのネットワークを維持するとともに、各事業サービスの提供を確実に実施すること。また、特に過疎地域を抱える自治体の住民サービスに支障を来すことがないように、特段の配慮を図ること。
22. 所有者による適正な管理がなされていない空き家について、市町村が直接かつ容易に対応できる実効性ある法整備を講じること。
23. 多文化共生社会の実現に向けて、定住外国籍住民の生活・就労・就学に必要な日本語の学習機会を保障するとともに、外国籍の児童・生徒への日本語指導等を行う専任職員の増員など、必要な法制度等の整備、及び財政支援を講じること。
24. 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく、老朽化した橋梁の修繕・架替工事が円滑に実施できるよう、また、公園・公民館等の公共施設の老朽化対策についても、計画的かつ迅速に対応できるよう、国において必要な支援及び財源を確保すること。
25. 平成27年3月をもって期限を迎える、半島振興法の期間延長を図ること。